第177回国会閣第15号に対する修正案

第177回国会衆議院文部科学委員会可決

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法 律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行 政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

第四条の改正規定中「改める」を「改め、「地方公共団体の教育委員会が」の下に「、 当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して」を加える」に改める。

第六条の改正規定の次に次のように加える。

第七条第二項中「又は教育課程」を「、教育課程」に改め、「開設される場合」の下に「又は専門的な知識若しくは技能に係る教科等(小学校の教科等に限る。)に関し専門的な指導が行われる場合」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該政令で定める数については、当該学校の校長及び当該学校を 設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該学校において児童又は生徒の 心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うのに必要かつ十分なものとなるよう努めな ければならない。

第十条の改正規定の次に次のように加える。

第十五条に後段として次のように加える。

この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及 び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応する ため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

第十五条第二号中「若しくは中等教育学校」を「又は中等教育学校」に改め、「又は聴覚障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部若しくは中学部」を削り、「又は生徒」の下に「(障害のある児童又は生徒を除く。)」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他当該学校に おいて、障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の 配慮を必要とする事情として政令で定めるもの

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)」を付する。

本則に次の一条を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の 一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「市町村委員会の意見をきいて」を「、当該市町村における児童 又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案し て」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、都道府県委員会は、あらかじめ、市町村委員会の意見を聴き、 その意見を十分に尊重しなければならない。

附則第一項本文中「平成二十三年四月一日」の下に「又はこの法律の公布の日のいずれ か遅い日」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「附則第六項の規定は公布の日か ら、第一条中公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を加え、 「附則第三項の規定は、」を「第二条並びに附則第八項の規定は」に改める。

附則第三項を附則第八項とし、附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(検討等)」を付し、同項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、「、国及び地方の財政の状況」を削り、同項の次に次の五項を加える。

- 3 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 4 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方については、 この法律の施行後、この法律の施行状況等を勘案し、教育上の諸課題に適切に対応する ため、きめ細かな指導の一層の充実等を図る観点から、その全般に関し検討が加えられ、 その結果に基づいて所要の措置が講じられるものとする。

(児童又は生徒の実態を考慮した学級編制を行う場合における教職員定数に関する特別の配慮)

- 5 第一条の規定による改正前又は改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第四条の規定により公立の義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導を必要とする事情、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導を必要とする事情、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を必要とする事情その他の当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、第一条の規定による改正後の同法(以下「新標準法」という。)第三条第二項の規定により小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合においては、都道府県の教育委員会は、教職員の定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。
- 6 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校(当該地震後に、被災した児童又は生徒が転学した公立の義務教育諸学校を含

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置)

む。)において、被災した児童又は生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県の教育委員会は、当該学校の教職員の定数に関し、当該事情に迅速かつ的確に対応するため必要な特別の措置を講ずるものとする。

(平成二十三年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用)

7 附則第一項の規定によりこの法律の施行の日が公布の日とされた場合は、平成二十三年度においては、新標準法第三条第二項の規定が平成二十三年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)その他の法令の規定を適用するものとする。